

2023.11.21 新発売
Bulls トラック専用昇降設備

このハシゴ、 義務化です。

2023年10月1日～

トラック専用昇降設備

昇降設備設置義務化 対応商品
収納しやすい昇降設備

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部が改正されました。

その内容にある「昇降設備の設置」への商品としてBullsより「トラック専用昇降設備」を発売しました。伸縮可能で収納時も場所を取らないため、トラックに積みやすい商品です。



2t～10t
トラック用



二段伸縮タイプ

品番	BTRK125
設置可能高	0.6～1.2 m
収納時 高さ	780 mm
幅	350 mm
厚み	105 mm
重量	3.2 kg
対応車種	2t～10t
販売価格	オープン価格

2t～4t
トラック用



一段伸縮タイプ

品番	BTRK75
設置可能高	0.75～1.05 m
収納時 高さ	780 mm
幅	350 mm
厚み	105 mm
重量	2.6 kg
対応車種	2t～4t
販売価格	オープン価格

令和5年10月1日より 労働安全衛生規則が一部改正されました



罰則は事業主と運転手の両方にかかります



事業主

6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金



運転手

50万円以下の罰金

貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件の施行

<労働安全衛生規則 151条の67>

(旧) 最大積載量が**5t**以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。



(新) 最大積載量が**2t**以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が2t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。